評価項目			<b>西北西</b>	評価	得点配分			技術上の基準		
大項目	中項目	小項目	要求要件	区分	合計	基礎点	加点	基礎点 加点	の採点	加点の 採点
仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事 項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	O	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は 予盾する内容がないこと。		
業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たって の基本方針を記述すること。基本方針に は支笏洞爺国立公園支笏湖地域の湖面 利用における課題とその適正化に向けた 第5駐車場エリアの位置づけを明確に示 すこと。	必須	15	5	10	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本 方針であること。 基本方針に創造性、確実性があるか。		
2 業務の	実施方法				•				_	
	2.1 仕様 務内容	書4(2)の業	実証実験の円滑な実施に必要となる条件 の整理と、本業務で作成する資料の取り まとめ手順について提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が具体的で適切なもので あること。		
	2.2 仕様 務内容	書4(3)の業	徴収した協力金の国立公園の保護及び 適正利用への活用を対外的に説明する ために重要となる観点を述べ、対外説明 に有効と思われる方法を提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が具体的で適切なもので 提案された内容が業務目的を達成する上 で効果的であり、創造性があるか。		
	2.3 仕様 務内容	書4(4)の業	受益者負担に対する利用者の理解増進 や必要な情報を網羅的に収集することを 前提に、作業内容や行程などを提案する こと。	必須	10	5	5	提案された内容が具体的で適切なもので あること。 提案された内容が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.4 仕様! 務内容	書4(5)の業	利用者の協力金への理解促進とともに、 便利の確保に寄与し、かつ徴収者の作業 効率や作業確実性を担保できる徴収方 法を提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が具体的で適切なもので あること。 提案された内容が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.5 仕様! 務内容	書4(6)の業	受益者負担金導入にむけた実証実験の 実施にかかる効果的な普及啓発資料の 作成及び情報発信内容について、提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が具体的で適切なもので 提案された内容が業務目的を達成する上 あること。 で効果的であり、創造性があるか。		
	2.6 仕様! 務内容	書4(7)の業	受益者負担制度導入にあたって、地域内 外への十分な説明・合意形成となるよう 必要な項立てを整理し、進め方を提案す ること。	必須	10	5	5	提案された内容が具体的で適切なもので あること。 提案された内容が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.7 仕様 務内容	書4(8)の業	令和6年度以降の受益者負担制度を運用する民間団体への円滑な移行となるよう、進め方を提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が具体的で適切なもので あること。 提案された内容が業務目的を達成する上 で効果的であり、創造性があるか。		
	2.8 追加的案	的業務の提	本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	5	0	5	提案に係る追加的業務が具体的であり、業 一 務目的を達成する上で必要かつ効果的な ものであるか。	:	

3 業務の実施計画		仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	10	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。		
4 業務の	実施体制			•					_	_
	4.1 執行体制、役割 分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	15	5	10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協		
			任意	5	0	Ę	_	業務に必要な外部ネットワークや内部バッ クアップ体制等が存在するか。		
	4.2 促争白の夫領、	業務に従事する者の類似業務(自然公園の適正な利用を検討するための調査)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	20	0	20	_	従事者に本業務の類似業務(自然公園の 適正な利用を検討するための調査)の実施 実績があるか。ある場合を可(4点)とし、そ れ以上の件数や概要、従事者の能力等に 応じて加点する。		
			必須	10	10	C	本業務に従事する主たる担当者が本業務 に従事する十分な時間があると認められ ること。	_		
5 組織の実績		過去に類似業務(自然公園の適正な利用を検討するための調査)の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	20	0	20	_	過去に類似業務(自然公園の適正な利用を検討するための調査)の実績が2件以上あるか。ある場合を可(4点)とし、それ以上の件数や業務概要に応じて加点する。		
		事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネ記載し、有の場合は認証の名称を記載し、右の場合は認証の名称を記載して認証明書場出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中であること。又は、現在は認証期間中である。との表による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証の証明書等とともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステムと設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	10	0	10	_	本社等において、環境マネジメントシステム 認証取得等があるか。又は過去に第三者 による環境マネジメントシステム認証等を 受けたことがあり、現在は本社等において 自社等による環境マネジメントシステムを 設置、運営等しているか。1つでもあれば加 点(5点)。		

関う。「ジ進法話が進法を受ける認定等取得状況	な性の職業生活における活躍の推進に 引する法律(以下「女性活躍推進法」といっ。)、次世代育成支援対策推進法(以下 次世代法」という。)、青少年の雇用の促 進等に関する法律(以下「若者雇用推進 も」という。)に基づく認定等、プラチナえる がし認定、えるぼし認定等、プラチナくる かん認定、くるみん認定、トライくるみん認 こ、ユースエール認定等のの称を記載 こ、ユースまール認定等のの称を記載 でもに、認定事のの歌を記載 でもし、認定等の写し(内閣のを受けている外国法人については、その確認 をともに、その確認 をともに、その確認 をともに、その確認 をともに、といる外国法人については、その確認 をともに、といる外国法人については、その確認 をとし、提案書提出時点において認定等 の期間中であること。	任意	5	0	5		女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし1段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。  次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定・・ブラチナくるみん認定・・ブラチナくるみん認定・・ブラチナくるみん認定・がライミのとが表達を表しているより認定・ジー・・ブラチナくるみん認定・が表達を表しているより認定・ジー・・ブラチナくるみん認定・グー・・ブラチナくるみん認定・大きのよい認定・・ブラチナくるみん認定・新基準※4) 3点・くるみん認定(旧基準※5) 2点・トライくるみん認定(改正後認定基準 又はよるみん認定(改正後認定基準 又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)  若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定)  若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定)  ・複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。
------------------------	--	----	---	---	---	--	--

年度(又は暦年)における賃上げ)	賃上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額賃を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給業を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。	任意	10	0	10	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。	
		技術点 小計	200	65	135	加点合計	
						基礎点	65
		価格点	100			価格点	
		総計	300			総合評価点	

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀;5点、優;4点、良;3点、順良;2点、可;1点、不可;0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可;0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。